



第 74 号

野々山 宏
KCCN 理事長
弁護士

京都府消費生活審議会が開催されました

・・・府知事が、京都府消費生活安全条例施行規則の「不当な取引行為」の改正を諮問

京都府では、消費生活施策の策定や実施に関する事項を調査審議するため、京都府消費生活審議会を設置しています。委員は、学者など有識者のほか、消費者団体、事業者団体出身者などで構成され、広く府民の意見を消費生活施策に反映させるため、委員の公募もされています。興味のある方は、毎年2月から3月にかけて京都府のホームページで公募案内がされていますので、応募してみてください。私は、消費者団体の委員として、京都消費者契約ネットワーク理事長の立場で委員の1人として意見を述べています。

審議会は、毎年、1回ないし2回ほど開催されています。今年は新型コロナウイルスの影響で非公開でしたが、原則公開開催です。前年度の京都府の消費生活行政の現状や当年度の京都府の消費生活行政の施策が報告され、意見交換がされます。

私たちの生活に密接に関わる京都府の消費者行政に対して、意見を述べる貴重な場ですので、積極的に意見を述べるように心掛けています。

私の意見に対して、「京都府ができないことを強く言うものではない。」と、別の委員から批判されたこともあります。できていないからこそ努力をしていく必要があります。できることだけ述べていては審議会委員としての存在意義はないと考えています。

今年は、2020年6月5日に開催されました。

報告の特徴としては、第1に、京都府への相談件数が全体としては減っている中で、訪問販売の相談件数が増加に転じていることです。訪問販売や電話勧誘販売などの招かざる不意打ち勧誘（不招請勧誘）は年齢が上がるほど相談件数の中の割合が多くなっています。訪問販売の相談件数が増えていることは高齢者の被害が増加していると考えられます。お断りステッカーを無視して訪問販売した場合には、「再勧誘の禁止」に当たり処分ができることを明確にする条例改正などの不招請勧の防止に向けた取組みがさらに必要です。

第2の特徴は、インターネットで「無料お試し」「低額お試し価格」の文言で注文したら、定期購入契約になっていたとの「お試し商法」の相談が前年度の2倍と激増していることです。消費者庁のガイドラインでは、定期購入であることの打ち消し表示さえすれば良いかのようになっていますが、お試し商法業者に正当化根拠を与えるだけ、むしろ被害を助長する結果となっています。

当団体も積極的に差止請求訴訟をして取り組んでいます。被害は減りません。定期購入を前提としながら、「無料お試し」「お試し価格」「初回●●円」など、消費者の誤認を誘導する文言を利用することを禁止する措置を取るべきです。

今年の審議会で特に重要なことは、京都府知事から審議会に対して京都府消費生活条例で禁止されている「不当な取引行為」を定めた、同条例施行規則の改正を求める諮問がされたことです。

改正された消費者契約法、特定商取引法を踏まえ、高齢者被害、不招請勧誘などを防止するために、現代の状況に対処できる、より踏み込んだ「不当な取引行為」を定めることができるよう審議会でも議論をしてもらい、私も積極的に意見を述べていくつもりです。応援してください。

(2020年7月)